



Newsletter

28 August 2020

「「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック(英語)」 のお知らせ

COVID-19 の蔓延と経済対策のための 大規模財政主導を受けて、各国政府の 財政赤字はかつてない規模で増大して います。各国政府は新たな税制導入や 単純な増税が難しい中で、資本力のあ る多国籍企業への税務調査を今後より 活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の 税務調査プロセス、国内救済措置及び 相互協議等について詳説しています。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 49

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 49 となる本号では、事業再編実務指針の策定、グループ通算制度移行前の連結納税制度開始の検討事項等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本:カーブアウト・スピンオフの法務と税務 - 事業再編ガイドラインの策定

を受けて

日本:グループ通算制度移行前の連結納税制度開始の検討事項

日本:新型コロナウイルスに関して日系企業が留意するべき税務上の論点②

2. アジア

インドネシア:新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制優遇措置の拡大 フィリピン:フィリピンにおける非上場株式の時価評価を改正する規則の公表 ベトナム:改正企業法の成立

3. 欧州

オランダ:会社等の実質的所有者(UBO)の登録義務化

「グローバル・パブリックM&A ガイド(英語)」のお知らせ

パブリックM&A(上場企業の買収)は、複数の法域にまたがることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



1. 日本

カーブアウト・スピンオフの法務と税務 - 事業再編ガイドラインの策定を受けて

経済産業省は、事業再編研究会での計6回にわたる検討を経て、2020年7月31日に「事業再編実務指針~事業ポートフォリオと組織の変革に向けて~」(以下、「事業再編ガイドライン」)を公表した。公表資料でも指摘されているとおり、企業の継続的な成長にとって、経営資源をコア事業の強化や成長事業・新規事業への投資に集中させることの重要性は高まっており、そのための事業ポートフォリオの見直しや事業再編を検討、実施する日本企業は増加傾向にある。

事業再編ガイドラインは、経済産業省の「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」(2019年6月28日策定)の「第3章 事業ポートフォリオマネジメントの在り方」の内容を深掘りするものであり、持続的な成長に向けた事業再編を促進するとの狙いの下、経営陣、取締役会・社外取締役、投資家と、それぞれのレイヤーごとにコーポレートガバナンスを機能させるための具体的な取組等を整理し、事業の切り出しを円滑に実行するための実務上の工夫を紹介するという構成をとっている。

事業再編ガイドラインの内容については、エグゼクティブ・サマリーを含む 経済産業省の各種発表資料において簡易かつ明確に説明されており、実務担 当者にとって有益な指針になると考えられる。本稿では、事業再編ガイドラ インに従い、実際に事業ポートフォリオの見直しの一環としてカーブアウ ト、スピンオフといった事業の切り出しを伴う取引が行われる際に問題とな る法務、税務上の実務的課題のいくつかを検討することとしたい。

なお、スピンオフについては、平成 29 年度及び平成 30 年度税制改正において、譲渡損益等の課税の繰延措置を認めるスピンオフ税制が導入、改正されている。また、当該税制上の整備に対応するかたちで、経済産業省からも実務上の指針を定める「『スピンオフ』の活用に関する手引」(2018 年 3 月30 日策定、2018 年 8 月改訂)が公表されており、スピンオフの検討、実行において有益なガイダンスとなっている。

カーブアウト案件における DD

自社又はその属する企業グループが営む事業の一部を切り出したうえで、売却の対象とする(カーブアウト型 M&A 案件)又は資本関係を切り離す(スピンオフ)場合、事業の切り出しに伴い、通常の M&A 案件とは異なる観点での検討が必要となる。切り出しの対象となる事業(以下、「対象事業」)に対するデューディリジェンス(以下、「DD」)においても、会社全体が売却の対象とされる場合には必要とならない独特の視点での調査が必要となり得る。

共通契約の確認 - 対象事業の運営上必要な各種の契約(仕入契約、供給契約、販売代理店契約、業務委託契約等)が、切り出しの対象とならない事業(以下、「非対象事業」)と共有されているというケースがしばしば存在する。それらの共通契約については、事業の切り出しにあたり、非対象事業側が当該契約を維持し、対象事業側で新契約を締結するなどの対応がとられることが多い。いずれの場合も、契約相手方との契約交渉や同意取得が必要になることが多く、案件遂行上の重要な課題となり得る。特に、取引量にでて預託金が設定されているケースやボリュームディスカウントが設定されているケースなどにおいては、事業の切り出しにより、一方の契約当事者が必要となることも多い。法務 DD においては、そのような共通契約の存在を早期に特定するとともに、事業の切り出しがどのような影響を与えるかを慎重

「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、デマストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



に決定する必要がある。対象事業を第三者に売却する場合においては、事業譲渡契約等の最終契約において必要な対応を合意することも必要となる。

共通資産の確認 - 取引関連契約以外にも、対象事業にとって必須の資産が非対象事業と共通になっているケースがある。例えば、製造業における生産設備や、特許等の知的財産権、顧客リスト等の営業秘密や、個人情報等が共通となっている場合、切り出し後の対応を検討する必要がある。DD の過程においては、そういった共通資産の存在の確認やどのような対応が可能かについて、検討することが必要になる。

事業の継続性(スタンドアロン)の確認 - 一般的な企業においては、人事部門、経理部門、法務部門、IT部門などのいわゆるコーポレート部門は、全事業、あるいは特定の分野に属する複数の事業部門に対して必要な機能を提供していることが多い。事業の切り出しが行われる場合、これらのコーポレート部門が切り出しの対象に含まれない場合、切り出し後の事業の運営に必要なサービスが受けられず、事業運営に重大な支障が生じる、又はそれを避けるために予期せぬコストが発生するといった状況が生じうる。そのような状況を避けるためには、切り出し後の一定期間においても非対象事業側から必要なサービスの提供を受ける(下記の移行サービス契約)、又は、切り出しの対象範囲の設定の際に、あらかじめ必要なコーポレート機能を含めておく、といった対応をとる必要がある。DDの段階から、切り出し対象事業の事業の継続性(スタンドアロン)の観点での分析と、必要な対応の検討が必須となる。

カーブアウト型事業売却案件に独特の契約上の論点

切り出した事業が新たなオーナーに売却される場合、事業ポートフォリオの 見直しは、カーブアウト型の M&A 案件(事業売却案件)というかたちで実現 することとなる。ここでは、カーブアウト型の事業売却案件が、事業譲渡 (Asset Deal)の形式で行われることを前提に、契約上の特有の論点に言及 する。

資産負債の特定 - 事業譲渡契約においては、売却(切り出し)の対象として事業譲渡契約上に特定された資産、負債、契約等のみが買手への承継の対象となるという点で、対象会社そのものが売却の対象とされる株式譲渡の場合とは大きく異なる。そのため、売却(切り出し)の対象範囲の特定は事業譲契約上、重要な交渉ポイントとなる。買手としては、買収対象事業に必要な資産を取りこぼさない、対象事業と無関係な債務を承継しないという視点で売却対象範囲の交渉に臨む必要がある。他方、事業ポートフォリオの見直しを企図する売手としては、対象事業とともに買手に承継させるべき債務を非対象事業側に残さない、対象事業とともに買手に承継させるべき債務を非対象事業側に残さない、対象事業と共通する契約、製造設備、要がある。上述の通り、対象事業と非対象事業に共通する契約、製造設備、知的財産権、債権債務関係等については、どのような基準で承継対象に含めるか否かを決定するかについての慎重な検討が必要となる。

Wrong Pocket 条項 - 事業の切り出しが行われる場合、対象事業に関与する第三者が、事業主体の変更や承継対象資産、負債の範囲を正確に把握しているとは限らず、売却の実行後に、売手が、承継対象事業に関して本来買手が受領すべき何らかの支払いを受領する、又は何らかの資産を受領するという場合や、買手が、承継対象外とされた資産に関して本来売手側が受領すべき支払いを受領する、あるいは本来売手が受領すべき何らかの財産を受領するということが起こり得る。そのような状況が発生した場合に備え、当該支払いや財産を本来受領すべきであった当事者に速やかに交付する等の規定を合意することが多い。同様の状況として、買手による承継対象とされた債務に関して、売手が何らかの請求を受ける、承継対象外とされた債務に関して、売手が何らかの請求を受ける、承継対象外とされた債務に関手が何らかの請求を受けるといった状況も生じうる。そのような場合、事業譲渡契約の合意に従い当該債務を本来負担している当事者側の意向に従って

かかる請求への対応がなされるべきであり、事業譲渡契約上にそのための手 続規定を合意しておくことが多い。

移行サービス契約 (TSA) - 事業の切り出しが行われる場合、上述のとお り、対象事業のみでは事業の継続性(スタンドアロン)が維持できない場合 が多く、切り出しの実行から一定の期間、売手が事業の継続に必要な各種の サポートを提供することが合意されることが多い。そのような契約は、一般 に移行サービス契約(TSA: Transition Service Agreement)と呼ばれる。ま た、売却の対象となる事業の中に、売手側の残存事業にとっても必要な機能 が含まれる場合があり、そのような場合は、切り出しの対象とされた事業の 側(買手側)から売手に対して、オペレーション上のサポートを提供する旨 の合意(Reverse Transition Service)が合意される場合もある。TSA は、し ばしば付随的な合意として扱われ、事業譲渡契約等の最終契約に比べて契約 交渉上重視されない場合も多いが、サービス提供期間(どの程度の期間が必 要か、期間の延長や短縮を可能とするか等)、サービス内容(事業継続性の 観点で、十分なサービスが含まれているか、サービス内容の追加、変更を許 容するか等)、サービスの対価(金額、支払いの手続、タイミング等)、法 的責任の分担(サービスに起因して生じた損害の処理方法等)をはじめとし て、慎重な検討と交渉が必要な論点が多く存在する。

スピンオフ税制等

従前、わが国では、スピンオフ(つまり会社分割による事業の切り出し、完全子会社株式の現物分配)時の課税負担の問題から、スピンオフの手法は用いられてこなかった。平成29年度及び平成30年度税制改正により、一定のケースについては、法人、株主双方にとって課税負担なくスピンオフを実施できるようになったものの、いまだにスピンオフが実務で用いられていない理由としては、以下のようなものが考えられる。

- ① 適格再編として取り扱われるための非支配関係継続要件(法人税法施行 令第4条の3第9項第1号等)が課せられていること。
- ② 通常の事業売却とは異なり、会社にキャッシュが入ってこないことから、経営者にスピンオフを選択するインセンティブがあまり働かないこと。

①については、事業をスピンオフして他の会社と統合するという米国で一般的な事業再編が税制適格とはならず、スピンオフ後分離会社が上場を維持するといった比較的限られたケースに限定されることは否めない。一方で、②に関しては、実務的に可能になって間もないスピンオフの効果¹に対する認知が進むことにより、企業価値の向上のために検討する日本企業(特に上場企業)が増えることを期待したい。

また、令和2年度の税制改正では導入されなかったものの、経済産業省の昨年の税制改正に関する要望にもあるような、今後自社株式等を対価とした株式取得の課税繰延措置や事業の選択と集中を支援する買い替えの課税繰延(ノンコア事業の売却益をコア事業の取得価額から減額する措置)による事業再編の円滑化措置が導入されることも考えられる。日本企業としては、迅速かつ大胆な事業再編を行う手段が増えることになり、今後の動きに注視していく必要があると思われる。

-

¹ 経営の独立による効果(例えば、両者ともに経営者が各々の中核事業に専念することができること)、資本の独立による効果(例えば、分離会社に独自の資金調達の途が開かれ、大型の成長投資が可能になること)、上場の独立による効果(例えば、コングロマリット・ディスカウントの克服)等が挙げられる。

おわりに

コロナ禍の影響が長引く世界経済の中で日本企業が継続的な成長を実現する上で、欧米企業並みの積極的な事業ポートフォリオの変革は喫緊の課題となっている。事業の切り出しに伴う法務、税務上の特有なポイントを的確に把握したうえで、事業ポートフォリオ変革に向けた第一歩を踏み出すことが期待される。

最初のページに戻る

グループ通算制度移行前の連結納税制度開始の検討事項

令和2年度税制改正により2022年4月1日以後開始事業年度からグループ 通算制度が適用される。これにより、連結納税制度は廃止される。

既に連結納税制度の適用を受けている法人は、グループ通算制度の承認があったものとみなされ、2022 年 4 月 1 日以後開始事業年度からはグループ通算制度の適用を受け通算法人として申告することになる(所得税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 8 号)附則(以下、「附則」)第 29 条第 1項)。なお、連結親法人が 2022 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに届出書を提出した場合には、グループ通算制度の適用を受けない法人になることが可能である(附則第 29 条第 2 項)。

連結納税制度の適用を受けていない法人がグループ通算制度の適用を受ける ためには、同制度の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の3月前 の日までに同制度の承認の申請書を提出する必要がある(改正後法人税法²第 64条の9第2項)。

連結納税制度の適用を受けていない法人のグループ通算制度開始前に生じた欠損金

グループ通算制度開始時に法人が下記に該当する場合には、過年度の欠損金のうち下記のそれぞれの金額が切り捨てられる。

① 時価評価除外法人に該当しない場合

時価評価除外法人とは、グループ通算制度の効力が生じた後にいずれかの内国法人と完全支配関係が継続する見込みである親法人(改正後法人税法施行令第131条の15第3項)及び親法人による完全支配関係が継続する見込みである子法人(改正後法人税法施行令第131条の15第4項)をいう。時価評価除外法人に該当しない場合には、グループ通算制度開始事業年度前の欠損金は切り捨てられる(改正後法人税法第57条第6項)。

② 時価評価除外法人に該当する法人で一定の要件に該当するもの

時価評価除外法人に該当する法人が、(a)グループ通算制度の承認の効力が生じた日の5年前の日又はその法人の設立の日のうちいずれか遅い日からその承認の効力が生じた日まで継続して親法人(その法人が親法人である場合にはいずれかの子法人)との間に支配関係がある場合に該当しない場合で、かつ、(b)グループ通算制度の承認の効力が生じた後に共同で事業を行う一定の要件に該当しない場合において、(c)その法人が親法人との間に最後に支配関係を有することとなった日(以下、「支配関係発生日」)以後に新たな事業を開始したときは、次の欠損金は切り捨てられる(改正後法人税法第57条第8項)。

² 2022 年 4 月 1 日から施行される改正後の規定。以下、改正後法人税法及び改正後法 人税法施行令について同じ。

- 支配関係発生日の属する事業年度(以下、「支配関係事業年度」)前 の各事業年度において生じた欠損金
- 支配関係事業年度以後の各事業年度において生じた欠損金のうち特定 資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として一定の金 額

連結納税制度においては、連結納税制度の開始に伴い連結親法人の連結納税 開始前の欠損金は制限を受けることはないが、グループ通算制度の場合には 親法人の欠損金であっても制限を受ける可能性がある。ただし、時価評価除 外法人に該当し、グループ通算制度の承認の効力が生じた日の5年前の日か ら子法人のいずれかとの間に支配関係がある場合には欠損金は切り捨てられ ないため、親法人が欠損金の制限を受けるケースは極めて稀と言ってよいだ ろう。

グループ通算制度において、欠損金は大きく特定欠損金とそれ以外の欠損金に区分される。特定欠損金とは法人の最初通算事業年度(グループ通算制度の承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう)開始の日前 10年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金をいう(改正後法人税法第 64条の 7 第 2 項)。すなわち、グループ通算制度の適用初年度前に発生した欠損金が特定欠損金に該当する。特定欠損金以外の欠損金は他の法人の所得から控除できる(改正後法人税法第 64条の 7 第 1 項第 3 号ロ)のに対し、特定欠損金の控除はその法人の所得の範囲内のみに限られる(改正後法人税法第 64条の 7 第 1 項第 3 号イ)。この取扱いは親法人の場合であっても同様であり、連結納税制度の場合には、連結親法人の連結納税制度開始前の欠損金は連結グループ内で控除することが可能であったが、グループ通算制度の場合にはグループ通算制度開始前の欠損金は親法人の所得に限定される。

上記が連結納税制度の適用を受けていない法人のグループ通算制度開始前に 生じた欠損金の取扱いである。既に連結納税制度の適用を受けている法人が グループ通算制度に移行した場合には、下記の通り欠損金の取扱いが異な る。

既に連結納税制度の適用を受けている法人のグループ通算制度開始前に 生じた欠損金

既に連結納税制度の適用を受けている法人がグループ通算制度に移行する場合には、過年度の欠損金について、時価評価除外法人に該当しない場合などの連結納税制度の適用を受けていない法人と同様の制限はない(附則第 20 条第 11 項)。

連結納税制度の適用を受けていない法人と同様に過年度の欠損金は大きく特定欠損金とそれ以外の欠損金に区分されるが、特定連結欠損金個別帰属額が特定欠損金となり、特定連結欠損金個別帰属額以外の欠損金は特定欠損金以外の欠損金となる(附則第28条第3項)。

この場合の特定連結欠損金個別帰属額とは、特定連結子法人の連結納税開始 前又は加入前に生じた欠損金をいい、連結納税開始・加入後はその子法人の 個別所得を上限に控除できるものである(法人税法第 81 条の 9 第 1 項、第 2 項及び第 3 項)。特定連結子法人とは、連結納税開始・加入に伴う時価評価 の対象外の連結子法人をいい、具体的には(i)親法人を設立した株式移転に係 る完全子法人、(ii)適格株式交換等に係る完全子法人、(iii)長期保有子法人等 (連結納税開始日の 5 年前の日から継続して連結親法人による完全支配関係 がある法人やグループ内法人により設立され完全支配関係が継続している法 人等)、(iv)単元未満株式の買取り等により完全支配関係が生じた子法人など をいう(法人税法第 61 条の 11 第 1 項及び法人税法第 61 条の 12 第 1 項)。 よって、グループ通算制度適用後は、特定連結欠損金個別帰属額はその法人の所得の範囲内での控除と限定されるが、それ以外の欠損金は他の法人の所得と相殺が可能である。

連結納税制度の適用を受けていない法人でグループ通算制度適用前に連結納税制度の適用を受けた方が税務上のメリットを受けられるケース

連結納税制度の適用を受けていない法人がグループ通算制度を開始する場合において、上記で述べた法人に該当しないときは、グループ通算制度の適用初年度前に発生した欠損金は親法人の欠損金も子法人の欠損金も特定欠損金として取り扱われ、その法人の所得の範囲内で控除することができる。

一方、連結納税制度を開始する場合には、連結納税開始前に生じた特定連結子法人の欠損金は子法人の所得の範囲内で控除という制限は受けるものの、親法人の欠損金は制限を受けず他の子法人の所得と相殺することが可能である。その後、グループ通算制度に移行した場合には、特定連結欠損金個別帰属額が特定欠損金となるため、連結納税開始前に生じた特定連結子法人の欠損金は特定欠損金としてその法人の所得の範囲内で控除が認められることになるが、親法人の欠損金は特定連結欠損金個別帰属額以外の欠損金であり特定欠損金以外の欠損金に該当するため、他の法人の所得と相殺することが可能である。

連結納税制度の適用を受けていない法人が、連結納税制度の適用を受けグループ通算制度の適用を開始する場合と、連結納税制度の適用を受けずにグループ通算制度の適用を開始する場合では親会社の欠損金が他の法人の所得と相殺できるかという点に違いがある。この点、親会社が欠損金を保有し又は新型コロナウイルスの影響により親会社に多額の欠損金が発生し、親法人単体の課税所得では欠損金を利用できないと見込まれる場合には、グループ通算制度適用前に連結納税制度を適用すれば、グループ通算制度に移行後、親会社の欠損金と他の法人の所得を相殺することができるため、連結納税制度を適用せずにグループ通算制度を適用した場合と比較し税務上のメリットを得られる可能性がある。

連結納税制度の適用を受けておらずグループ通算制度の適用を考えている法人で、親会社単体では利用できない欠損金を保有し又は新型コロナウイルスの影響により親会社に多額の欠損金が発生する見込みである場合には、グループ通算制度適用開始前に連結納税制度の選択を検討すべきであろう。なお、連結納税制度の適用を受けるためには連結納税制度の適用を受けようとする事業年度の開始の日の3月前の日までに連結納税の承認の申請書を提出する必要がある(法人税法第4条の3第1項)。この点、3月決算法人である場合には、連結納税の承認の申請書の提出期限が2020年12月31日であるため、それまでに連結納税制度を適用すべきか検討し、申請書を提出する必要がある。

最初のページに戻る

新型コロナウイルスに関して日系企業が留意するべき税務上の 論点②

2020 年 4 月 30 日に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下、「臨時特例法」)が施行された後も、国税庁から新型コロナウイルスに関連する税務上の取扱いに関する質疑応答集(以下、「国税庁 FAQ」)が公表、更新される等³、新型コロナウイルスに係る状況は日々その動きがみられる。本稿では、日系企業が留意す

³ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf 「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」(国税庁、2020 年 3 月(2020 年 7 月 1 日更新))

べき税務上の論点についてまとめ、本ニューズレター<u>第48号</u>に引き続き、解説を行う。

今般の臨時特例法の措置の内容自体については、2020年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置とほぼ同一であるため、本ニューズレター第45号を参照されたい4。

日系企業が留意するべき税務上の論点

7. 取引先等への支援(自社製品等の無償提供、賃料の減額等)

新型コロナウイルスが蔓延する状況で、取引先等を支援するために、自社製品等の提供を行うケースがある。この場合について、税務上寄附金として取り扱われ損金不算入が生じることがないか検討する必要がある。ここで想定されるケースとしては、以下のものがあろう。

(1) 自社製品等の不特定多数への提供

税務上法人が不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用の額は、寄附金、交際費等の額のいずれにも該当しないものとされる 5 。なお、ここでいう自社製品等は、その提供を通じて、企業のイメージアップ、広告宣伝を図れるものを指していると考えられ 6 、提供した法人が特定できるようなものであれば、「自社製品等」に含まれるものと考えられる。

② 取引先へのマスクや消毒液等のコロナウイルス対策用品の提供

関連する子会社や下請業者などの取引先に対して、マスクや消毒液等のコロナウイルス対策用品の提供を行う場合、以下の条件を満たす場合は、企業の事業遂行上、必要な経費と考えられるため、その提供に要する費用の額は、 寄附金としては取り扱われないとされている。

- 提供を行う取引先等において、マスクの不足が生じていることにより 業務の遂行上、著しい支障が生じている、又は今後生じる恐れがある こと。
- その取引先等が業務を維持できない場合には、企業において操業が維持できない、営業に支障が生じる、仕入れ等が困難になるといった、企業の業務に直接又は間接的な影響が生じること。

なお、上記の条件を満たしていたとしても、その提供先において、無償提供 したマスク等が転売されているといった事実がある場合には、提供する費用 の額は、寄附金に該当するとされている。

③ 店子への賃料の減額

企業が、賃貸借契約を締結している取引先に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに<u>合理的な理由がなければ</u>、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、相手方に対して寄附金を支出したものとして税務上取り扱われることになる。

⁴ 例えば、消費税の課税事業者選択届出等の提出に関する特例、欠損金の繰戻還付等、他にも日系企業が留意すべき税務上の論点はあるが、本稿では割愛する。

⁵法人税法基本通達 9-4-6の4、租税特別措置法基本通達61の4(1)-10の4。

⁶ https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/20/11.htm 「フードバンクへ食品を提供した場合の取扱い」(国税庁)なお書き参照。

しかしながら、企業が行った賃料の減額が、例えば以下の条件を満たすものであれば、実質的には取引条件の変更であると考えられるため、その減額した分の差額については、寄附金としては取り扱われない。

- 取引先等において、新型コロナウイルスに関連して収入が減少し、事業継続が困難になったこと、又は困難となる恐れが明らかであること。
- 賃料の減額が、取引先等の復旧支援(営業継続や雇用確保など)を目 的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること。
- 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間(通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間)内に行われたものであること。

なお、消費税率の経過措置(旧税率 8%)の適用を受けている賃料を 2019 年 4 月 1 日以後に変更した場合には、原則的には経過措置は適用されなくなる。しかし、国土交通省から不動産関連業界への要請⁷を勘案しての賃料の減額であれば、経過措置が引き続き適用される⁸。

これとは別に、既に生じた賃料の減免を行う場合に関しては、自己の責めに帰すことのできない事情が生じたことにより資金繰りが困難となった取引先に対する支援として行う債権の免除等であれば、同様に寄附金としては取り扱われない(本ニューズレター $\frac{3}{48}$ 「新型コロナウイルスに関して日系企業が留意するべき税務上の論点①」の「 $\frac{3}{48}$ したの支援(債務免除、低利又は無利息による融資)」に記載の通り)。

8. テレワークに要する費用に係る源泉税

企業の従業員がテレワークを行うに当たって、以下の様な費用が生じると考えられる⁹。これらの費用負担、経済的利益の供与を企業が行う場合、源泉徴収の対象となるかについて検討が必要である。

- ① テレワークに要する通信費
- ② 情報通信機器等の費用負担(若しくは貸与)
- ③ サテライトオフィスの利用に要する費用
- ④ 専らテレワークを行い事業場への出勤を要しないとされている労働者 が事業場へ出勤する際の交通費

個々のケースによって結論が異なるケースが考えられるが、一般的には、① テレワークに要する通信費、②情報通信機器等の費用負担は、源泉徴収の対象となる、③サテライトオフィスの利用に関する費用、④専らテレワークを行い事業場への出勤を要しないとされている労働者が事業場へ出勤する際の交通費は課税の対象とはならないものと考えられる。

⁷ 概要としては、「新型コロナウイルス感染症等の影響により賃料の支払いが困難なテナントに対して、その状況に配慮して支払いの猶予や賃料の減免に応じるなど、柔軟な措置の実施」の検討を求めている。

⁸ 賃料の減額に係る変更契約書や覚書等において、新型コロナウイルスの影響を受けた賃借人の支援のために賃料を減額する旨を明らかにしておく必要がある。

https://www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」(厚生労働省)より

①、②に関しては、現行法制下では、非課税所得10となると結論付けることは難しい11。③、④に関しては、専ら業務の用に必要な費用であり、交通費等として、実費精算を行う限りにおいては、課税の対象とはならないと考えられる12。

その他在宅勤務に関連して企業が従業員に一定額の手当を支払うケースが考えられるが、この手当は、源泉徴収の対象となると考えられる。

なお、現行法制下において、非課税とされている通勤手当(最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額(1か月当たり15万円を限度))については、電車等により通勤することを前提に非課税とされているものである。ここで、一時的にテレワークが中心になることによって通勤しない場合について、非課税のままで良いのかという疑義が生じる。この点については、一時的にテレワークが中心となる場合であっても、会社が本来の勤務地であることには変わりはないため、そのような状況下であっても通勤手当を給与所得と認識し課税する必要はないと考えられる。なお、通勤手当の非課税の取扱いは、通勤することを常例としている者「3に認められている取扱いであるため、勤務地が原則として自宅となった場合には、認められないことに留意が必要である。

9. 一時帰国中の海外駐在員の給与の取扱い

日系企業においては、従業員を国外に出向させる場合において(現地水準の)現地払いの給与、留守宅手当等を日本払いの給与として支給しているケースが多い¹⁴。

通常であれば、その海外駐在員は海外に居住し海外の出向先企業のために勤務しているのであるから、その海外駐在員の給与は、国外源泉所得として、日本払いの給与であっても源泉徴収の対象にならない。一方で、多くの日本企業が海外において新型コロナウイルスの蔓延する状況下で海外駐在員を一時的に帰任させているケースが多い。

海外駐在員が日本滞在中においても、その役務の提供先は駐在先企業であることから、日本払いの給与については依然として、源泉徴収が不要ではないか、という考え方が生じるかと思われる。しかしながら、非居住者(ここでは海外駐在員)が国内で行う勤務や人的役務提供による給与等は、(役務の提供先が国外の駐在先企業であっても)国内源泉所得として取り扱われる。ここで、非居住者が、国内及び国外の双方にわたって行った勤務又は人的役務の提供に基因して給与又は報酬の支払を受ける場合におけるその給与又は報酬の総額のうち、国内において行った勤務又は人的役務の提供に係る部分の金額は、国内における公演等の回数、収入金額等の状況に照らしその給与又は報酬の総額に対する金額が著しく少額であると認められる場合を除き、以下の算式により計算するものとされている16。

給与又は報酬の総額× 国内において行った勤務又は人的役務の提供の期間 給与又は報酬の総額の計算の基礎となった期間

¹⁰ 所得税法第9条

¹¹ 業務以外での利用分が含まれる可能性があること、課税しない経済的利益(所得税 基本通達 36-21 等)に該当しないこと、から。

¹² なお、後述の通り、④に関しては通勤手当の様な定額支給の形態をとった場合、非課税として取り扱われることはないと思われる。

¹³ 所得税法施行令第 20 条の 2

¹⁴ 格差補てん金に関する論点は割愛する。法人税基本通達 9-2-47 参照。

¹⁵ 所得税法第 161 条第 1 項第 12 号

¹⁶ 所得税基本通達 161-41

この規定を踏まえれば、海外駐在員の日本での滞在期間中に、日本国内で勤務した際に支払われた日本払いの給与は17 18、上記の通達に従って按分計算を行い、源泉徴収を行う必要がある19。なお、多くの租税条約に規定されている短期滞在者免税制度も、日本払いの給与については適用ができない。一方、一時的に帰国している海外駐在員に対して支払われる国外払いの給与については、短期滞在者免税ができるものと考えられる。

ここで、短期滞在者免税制度とは、一般的に以下の様な条件を充足する非居住者について、国内法では国内源泉所得とされる給与所得について課税を行わないとするものである²⁰。

- ① 非居住者が当該年を通じて合計 183 日²¹を超えない期間日本国内に滞在すること。
- ② 報酬が日本国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
- ③ 報酬が雇用者の日本国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって 負担されるものでないこと。

上記に示したような日本払いの給与は、②の要件を満たさないため、短期滞在者免税制度の対象とならない。

なお、日本人である海外駐在者が日本に住所を有さない場合であっても、新型コロナウイルスの影響により、1年以上日本に滞在(i.e.,日本に1年以上居所を有する)する結果になった場合には、国内法上居住者として扱われるものと考えられる。ここで、2020年4月3日に公表されたOECDのガイダンス(OECD Secretariat Analysis of Tax Treaties and the Impact of the COVID-19 Crisis) 22 (以下、「OECD ガイダンス」)では、元々日本人である海外駐在者が新型コロナウイルスの影響により日本での滞在が長引き、日本の国内法上日本の居住者となり、かつ、出向先企業の所在地国でも税法上の居住者であり続ける場合には、租税条約上のタイブレーカー・ルールの検討が慎重に行われるべきであるとされている 23 。

10. 一時帰国中の海外駐在員の旅費、滞在費の取扱い

前述の通り、多くの日本企業が海外において新型コロナウイルスの蔓延する 状況下で海外駐在員を一時的に帰任させているケースが多い。ここで、海外 駐在員の一時帰任に伴い、①往復の旅費、②ホテル等での滞在費用、③子女 教育費を日本の出向元企業が負担することが考えられる。

 $^{^{17}}$ この点、勤務地が問題であり、出向先企業の業務を行っているかどうかは問われない。

¹⁸ また、ここでの日本払いの給与には、海外の法人が負担する給与を立て替えて日本円で支払っている場合の給与も含まれる。

¹⁹ なお、もし、出向先企業が日本に事業所等を有している場合には、国外で給与が支払われたとしても、国内で支払われたものとみなされ、源泉徴収義務が生じる。

²⁰ ここに示した要件は、日中租税条約を読み替えたものであり、他の租税条約であれば、「当該年を通じて」ではなく、「当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの 12 箇月の期間においても」というような規定になっている可能性があることに留意されたい。

²¹ ここでの 183 日のカウントについては、国税庁質疑応答事例「短期滞在者免税の要件である滞在日数の計算」参照。https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/gensen/06/15.htm
²² 本ニューズレター<u>第 46 号</u>参照

²³ そもそも OECD ガイダンスは、短期かつ偶発的な状況を想定しているため、1 年にもわたり出国できない場合は、先ず各国の国内法の検討が先決であろうと思われる。

まず、法人税上の取扱いに関していうと、出向契約においてこのような費用 を出向先が負担することとなっていない限りにおいては、原則的に損金算入 は認められるものと考えられる。

次に、海外駐在員の所得税上の取扱いに関しては、以下の様な取扱いになると考えられる。

- ① 往復の旅費に関しては、<u>通常必要と認められる限りにおいては</u>、非課税として扱って差し支えないと考えられる²⁴。
- ② ホテル等での滞在費用に関しては、このような一時帰国が出張であるといえるような期間に留まる場合であれば、非課税として扱って差し支えないと考えられる。しかしながら、一時帰国が非常に長期にわたり、実質的に転勤であると認定される場合には、そのホテル等での滞在費用は、転勤後に通常必要と認められるものとは考えにくくなるため、所得税の課税対象となると考えられる。
- ③ 子女教育費については、非課税として扱われる余地はないと考えられ、所得税の課税対象となると考えられる。
- 11. 海外駐在員の一時帰国に係るその他の税務論点

新型コロナウイルスの影響で出向先の国に入国できないなどの理由により、 海外駐在員の日本での滞在が長期化する場合には、以下の様な税務論点が生 じると考えられる。

- 短期滞在者免税制度の適用不可
- 恒久的施設の構成

もし、海外駐在員の日本での滞在が長期化し、183 日を超えることにより、上記 9 に示した①の要件が充足できなくなってしまった場合には、当然に短期滞在者免税制度の適用はできなくなる²⁵。予め短期滞在者免税制度に係る租税条約の届出を行っていたとしても、その租税条約の届出は無効となってしまう。

そのように海外駐在員の日本での滞在が長期化し、183 日を超えてしまった場合²⁶には、国内払いの給与については、(そもそも短期滞在者制度の適用対象外であるため)源泉徴収がなされているべきである一方、国外払いの給与については、通常は源泉徴収の対象とならないため²⁷、海外駐在員は、国内に居所を有しないこととなる日(つまり、183 日超の日本滞在が終了し、出向先の国に帰国する日)までに、源泉徴収の対象となっていない国外払いの給与について、非居住者申告書を提出する必要が生じる²⁸。

更に、海外駐在員の一時帰国の期間が長引けば、その海外駐在員が、出向先企業の日本における恒久的施設を構成する可能性が生じる。OECD ガイダンスを参酌すると、今回のコロナウイルスによる一時帰国は例外的、かつ一時的な勤務地の変更であるとみなされるべきであり、この OECD ガイダンスに

²⁴ 所得税法第 9 条第 1 項第 4 号、所得税基本通達 9-3

²⁵ 本稿執筆時点で、新型コロナウイルスで出向先の国に入国できないなどといった、 やむを得ない滞在期間について除外するという措置は検討されていない。

²⁶ 但し、海外駐在員は、非居住者であり続ける場合を想定。

²⁷ 出向先企業が日本に恒久的施設等を有していない場合は、国外払いの給与はそもそも源泉徴収の対象となり得ない。日本に恒久的施設等を有している場合、かつ、短期滞在者免税制度が適用できない状況下では、源泉徴収の対象となる。ここでは、出向先企業が日本に恒久的施設等を有していない場合を想定。

²⁸ 所得税法第 172 条

従えば、恒久的施設を構成する可能性は低いが、当局の運用を注視していく 必要があると思われる。

12. 管理支配基準(タックス・ヘイブン対策税制)

日系企業が、海外に現地役員として出向している海外駐在者を新型コロナウイルスの蔓延する状況下で一時的に帰任させているケースが多い。

この場合、タックス・ヘイブン対策税制における管理支配基準を満たすかに 疑念が生じるケースがあろうかと思われる。ここでのポイントは、①管理支 配基準を含む経済活動基準の判定は**外国関係会社の事業年度ごと**に行われる ²⁹という点、②租税特別措置法基本通達において 66 の 6-8 (事業の管理、 支配等を本店所在地において行っていることの判定)において、「外国関係 会社の株主総会及び取締役会等の開催、事業計画の策定等、役員等の職務執 行、会計帳簿の作成及び保管等が行われている場所並びにその他の状況を<u>総</u> **合的に勘案の上**行うことに留意する」とされている点である。

①については、原則的に外国関係会社の前後の事業年度の状況は勘案されることはないため、海外駐在者である現地役員を一時帰任させた時点で、長期化が見込まれるのであれば、事業年度中の状況を見据えて対策を打つ必要があると思われる。②については、役員構成の見直し(現地担当者を現地役員にする)、現地の人員を含めた取締役会等のリモート手段での開催、等を通じて管理支配基準を満たす確度を高めていく必要があると思われる。

なお、OECD ガイダンスは、法人税の税務上の居住地(管理支配地)に係る 懸念についてもコメントをしているところではあるが、租税条約の適用上の 話が主眼であり、経済活動基準における管理支配基準を検討するにあたって は、あまり有用ではないと思われるため、粛々と上記の措置法通達に示され るような事項について、現地で管理支配を行っていることを示せるような実 態、書類を整備していくことが肝要かと思われる。

13. 租税条約の届出

配当、利子、使用料等の源泉税の減免を受けるためには、租税条約の届出書を支払日の前日までに税務署に提出する必要がある。租税条約の届出書は、支払いを受ける者の自署による署名、相手国の居住者証明書(必要な場合)が必要である。もし、期日までにそれらを入手し、提出することができない場合は、支払者は、租税条約の減免を適用しない税率で源泉徴収を行い、後日「租税条約に関する源泉徴収額の還付請求書(様式 11)」を提出し、還付を受けることとなる。

新型コロナウイルスの影響により、以下のようなケースが想定される。

- ① 署名の入った租税条約の届出書の原本が国際郵便物の引き受け停止等 により郵送されてこない。
- ② 相手国の居住者証明書の発行が現地で遅延しており入手できない。

①のようなケースについては、メール等により受領した届出書及びその添付書類を出力したものを提出することで、届出を行ったものとして扱われる(但し、後日、税務署から原本の提出を求められた場合に提出する必要がある)。

②のようなケースについては、おおむね1年以内に発効された支払いを受ける者の居住者証明書の写しを保管している場合には、その写しのコピーを添付して提出することができる(但し、後日、税務署から直近の居住者証明書

²⁹ ヤオハン・ファイナンス事件(第一審静岡地裁平成7年11月9日判決、控訴審東京高裁平成8年6月19日判決、上告審最高裁第二小法廷平成9年9月12日判決)等参照

の確認を求められた場合には、提出する必要がある)。また、支払いを受ける者が支払者の関連会社等であって、支払いを受ける者が相手国の居住者であることが明らかな場合は、届出書の余白にその旨³⁰を記載して提出することができる(但し、後日、居住者証明書の発行を受けた際には、その居住者証明書を提出済の届出書の控え(税務署の収受印の押印のあるもの)の写しと共に税務署に提出する必要がある)。

最初のページに戻る

2. アジア

インドネシア

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制優遇措置の拡大

インドネシア政府は、新型コロナウイルスの経済への影響に鑑み、2020年7月16日、財務大臣規則44号(以下、「MoF規則44号」)を改定する財務大臣規則86号(以下、「MoF規則86号」)を発令し、税制優遇措置の対象業種の拡大、実施期間の延長等を行った。これにより従前のMoF規則44号では適用対象とならなかった事業者等についても優遇措置が受けられる可能性が開けることになる。本記事では、税制優遇措置の内容、変更点、今後の対策等について述べる。

税制優遇措置の内容

税制優遇措置の内容を大別すると、以下の5項目に整理される。

1. 従業員給与の源泉徴収の免除(インドネシア所得税法(以下、「PPh」) 21)

対象業種(1062の特定業種)、KITE企業及び保税区域企業に従事する従業員について、給与の源泉徴収が免除される。

2. 輸入にかかる源泉所得税の免除 (PPh22)

対象業種(431の特定業種)、KITE企業及び保税区域企業について、輸入にかかる源泉所得税(つまりは法人税の前払い)が免除される。

3. 源泉所得税の最大 30%減免 (PPh25)

対象業種(846の特定業種)、KITE企業及び保税区域企業について、30%まで、源泉所得税が減額、免除される。

4. 付加価値税 (VAT) の還付申請簡素化

対象業種、KITE 企業及び保税区域企業は、低リスク納税事業者とみなされ、 課税商品又はサービスの輸出、VAT 徴収役(VAT Collector)への引渡等の一 定の要件なしに、簡易還付申請手続を利用できる(但し、過払額が500億ル ピア以下の場合に限る)。

5. 中小企業向け最終課税の優遇

政府規則 23 号(2018 年)に基づき 0.5%の最終税率が適用される中小企業は、法人税が免除される。

³⁰ 例えば、「所得者は、支払者の親会社であり、〇〇国の居住者であることが明らかである。居住者証明書の発行が遅延しているため、当該証明書は後日提出する」といった記載。

MoF 規則 86 号による変更点

従前の優遇措置に加え、MoF 規則 86 号の発令によって次のとおり優遇措置の範囲の拡大が図られた。

1. 税制優遇措置の対象業種の拡大

税制優遇措置の対象業種として、林業分野、大・小規模貿易(小売)分野、専門サービス分野、飲料水産業分野、国内海上輸送分野、青果物加工産業分野、金融サービス分野、協同組合分野等が追加された。その結果、PPh21について1062業種から1189業種、PPh22について431業種から721業種、PPh25について846業種から1013業種、VATについて431業種から716業種に、それぞれ対象業種が拡大された。

2. 税制優遇措置の実施期間の延長

税制優遇措置の実施期間は、2020年9月までとされていたが(MoF規則44号)、MoF規則86号により、2020年12月まで引き続き税制優遇措置を利用できることになった。しかも、従前のMoF規則44号に基づく税制優遇措置の適用対象となっていた場合は、再度MoF規則86号の適用申請をする必要はない。

- 3. 手続の簡素化
- 従業員給与の源泉徴収の免除(PPh21)のための届出要件の緩和

従来は本店及び支店が個別に届出を行う必要があったが (MoF 規則 44号)、MoF 規則 86号により、本社単独の届出のみで足りることとなった。

• 中小企業が法人税の最終課税に関して優遇措置の適用を受けるために必要な提出書類の緩和

従来はステートメントレターの提出が必要であったが(MoF 規則 44号)、 MoF 規則 86号により、利用実績報告書(*Realization Report*)の提出で足り ることとなった。

4. 今後の対応について

今回の MoF 規則 86 号による優遇措置対象範囲の拡大は比較的インパクトの大きい改正となっており、対象業種が大幅に拡大されていることから、多くの納税者にとって、税制優遇措置を利用できる可能性は高まっている。そのため、まず自社が税制優遇措置を受けられる業種コードのリストに含まれるか確認し、MoF 規則 86 号で新たに追加された業種に該当する場合には、同号に基づく届出書を提出して税制優遇措置の利用手続を開始することが望ましい。

最初のページに戻る

フィリピン

フィリピンにおける非上場株式の時価評価を改正する規則の公 表

2020 年 8 月 3 日、フィリピンの内国歳入庁(Bureau of Internal Revenue (以下、「BIR」)) は、歳入規則 No. 20-2020 を公表した。歳入規則 No. 20-2020 により、フィリピンの非上場会社の株式の時価評価に関する従前の歳入規則 No. 06-2013 (及び No. 06-2008) は改正されることになった。

フィリピンの国内税法の規定では、フィリピンの非上場会社の株式の譲渡による利益は、外国法人株主から他の外国法人株主間の譲渡であってもフィリ

ピンにおいて Capital Gain Tax (以下、「CGT」)の納税義務が生じる。フィリピンにおける非上場会社の株主変更は、基本的に BIR から登録許可書(Certificate Authorizing Registration)の交付を受けなければ行うことができないことから、CGT の納付が株主変更に当たって必須とされている。CGT は租税条約の規定やフィリピン国内法における課税繰延措置によって免除又は繰延が認められるものの、かかる免除又は繰延は BIR からルーリングの取得が必要とされ、かかるルーリングの交付には極めて長期間を要することから、多国籍企業の企業再編においてフィリピンの株主変更手続が長期化することが少なくない。

歳入規則 No. 20-2020 が導入される前は、CGT 計算の基礎となるフィリピンの非上場株式の時価は、修正簿価純資産価額(Adjusted Net Asset Value)、すなわち直近の監査済みの貸借対照表における純資産に、その有する不動産の鑑定評価に基づく含み損益を加減算した金額とされていた。歳入規則 No. 20-2020 では、不動産の鑑定評価は不要とされたことから、完全に簿価純資産による評価が認められることになった。この改正によって、フィリピンにおいて不動産を有する会社の株式の移動を伴う多国籍企業の再編は容易になると考えられる。もっとも、租税条約による CGT の免除やフィリピン国内法の規定に基づく課税繰延措置の適用を受けるための BIR からのルーリング取得の必要性に変更はなく、フィリピンにおける株主変更手続が長期化する現状は変わらないと考えられる。

最初のページに戻る

ベトナム

改正企業法の成立

ベトナム社会主義共和国において、改正企業法が 2020 年 6 月 17 日に国会を通過し、2021 年 1 月 1 日に施行される。現行の企業法 No. 68/2014/QH13 に代わる同法は、ベトナム国内企業における企業統治、事業活動、運営手続に関する規制に重要な変更をもたらすものとなる。

主な改正項目には、下記のようなものが含まれる。

- 電子印に関する新たな規制の導入
- 現物出資の払込期限に関する規制の変更
- 企業登録のオンライン申請に関する新規制の導入
- 株式会社(JSC)の株主総会に関する決議要件及び定足数の変更
- 株式会社(JSC)のコーポレートガバナンスに関する規定の変更
- 非公開株式会社による私募債発行に関する規定の整備
- 国営企業の定義の見直し

改正内容の詳細については、当事務所ベトナムオフィスによる<u>ニューズレター(日本語版)</u>を参照されたい。

最初のページに戻る

3. 欧州

オランダ

会社等の実質的所有者(UBO)の登録義務化

オランダで設立又は組成された会社その他の事業体は、2020年9月27日より UBO(Ultimate Beneficial Owners=究極的実質的所有者)の情報を登録することが義務づけられる。UBO とは、会社その他の事業体を究極的に所有又は支配する自然人をいい、直接又は間接に会社の株式、持分、若しくは議決権の 25%超を保有する者又は事業を実質的に支配する者などが該当する。 UBO の登録制度は、マネーロンダリング及びテロリストへの資金供与を防ぐための EU 域内のルールに従い、事業の透明性を高めることを目的とするものである。

以下を含め、オランダにおいて設立又は組成された会社その他の事業体は UBO に関する情報の登録義務を負う。

- オランダ法に基づいて設立又は組成され、オランダ国外で事業を行う又は現在オランダ商工会議所に登録されていない組合及び海運会社
- 他国で設立又は組成されたが、越境組織変更 (cross-border migration) により現在はオランダに本拠を置いている事業体

なお、オランダに支店又は主たる事業所を有する外国の事業体、規制市場に 上場されている会社、又は上場会社の直接若しくは間接の 100%子会社は登 録義務を負わない。

UBO の情報が登録される UBO 登録簿は EU 一般データ保護規則 (GDPR) の要件を充足しており、UBO の個人情報の保護につき以下のような手当てがなされている。

- 基本的に登録簿にアクセスできる公開情報は限定されており、その他の 情報はオランダの金融情報機関及び管轄当局のみがアクセス可能となっ ている。
- 登録簿の閲覧者には身元確認が行われ、身元情報が記録される。
- 第三者がアクセスする場合には登録情報は個人名ではなく会社名でのみ 検索が可能となっている。
- UBO は登録簿内の情報が閲覧された回数を確認することができる。
- 例外的な状況(情報を公開することによって、UBOが暴力、ブラックメール、強要、誘拐などの過大なリスクを負う場合など)においては、UBOは公開情報を限定するよう求めることができる。

新規に設立される会社その他の事業体は、設立から 1 週間以内に UBO に関する情報を登録する必要があり、商工会議所より登録番号の付与を受けるためには UBO が登録されていることが条件となっている。既存の事業体については、2020 年 9 月 27 日から 18 か月以内に UBO に関する情報を登録しなければならない。

新法に定める UBO 情報提供の義務を怠った場合には、行政罰又は刑罰の対象となりうるため、留意が必要である。

最初のページに戻る